

京都市母子保健事業の概要

令和3年9月

京都市子ども若者はぐくみ局

子ども若者未来部子ども家庭支援課

母子保健の推進

母子保健の最大の強みは、妊娠前から始まり、妊娠期、出産前後、育児期に応じた体系的なサービスを、母子保健の特色である、すべての母子を対象とすることを前提としたポピュレーションアプローチの考え方に基づき展開していることである。

子どもはぐくみ室は、ポピュレーションアプローチを活かし、「子育て世代包括支援センター」として妊産婦や乳幼児・学童等の状況を継続的かつ包括的に把握し、地域の関係機関と連携しながらきめ細やかな子育て支援を提供するとともに「子ども家庭総合支援拠点」として、妊娠期から18歳までのすべての妊婦や子ども、子育て家庭に対して、子どもの最善の利益や安全の確保に主眼をおいた支援を提供し、保健と福祉が融合したメリットを最大限に活かした、切れ目のない支援に取り組んでいる。

また、すべての妊産婦及び子どもの状況を継続的に把握できるポピュレーションアプローチのメリットを活かし、個々の家庭が抱える状況やニーズに「気づき」、継続的な支援等に早期に「つなぎ」、課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援に展開していくことで、児童虐待の未然防止を推進している。

1 妊産婦及び乳幼児等の実情の把握

母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査、面談や家庭訪問、関係機関からの情報収集等を通じて、妊産婦や乳幼児等の実情を継続的に把握し、適切な時期に必要なサービスが提供できるよう管理する。

《主な実績》

- 妊婦相談事業 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
面接数	11,256	10,834	10,598

- こんにちはプレママ事業(ハイリスク妊婦を含む妊娠中の訪問実件数)(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実件数	3,801	3,632	3,835

- こんにちは赤ちゃん事業 (単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実件数	10,102	10,247	9,394

- 乳幼児健康診査

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	受診者数(人)	受診率	受診者数(人)	受診率	受診者数(人)	受診率
4箇月児健診	10,430	97.8%	9,886	98.5%	9,404	98.1%
8箇月児健診	10,470	97.7%	10,231	98.5%	9,377	98.1%
1歳6箇月児健診	10,809	97.3%	10,218	98.3%	9,784	97.8%
3歳児健診	10,362	96.5%	10,538	97.7%	10,228	96.7%

2 適切な相談支援・保健指導の実施

子どもはぐくみ室に寄せられた相談内容や情報提供内容から、支援や関係機関との連絡調整の必要性の判断を行うことが求められており、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等で把握した、妊産婦や保護者の妊娠・出産・子育てに関する各種の相談、個別の疑問や不安に対し、できる限り丁寧に対応し、対象者にとって必要な情報提供や助言、保健指導等を行う。

乳幼児健康診査については、令和2年度から、健診の流れや体制を改善し、より精度の高いサービス提供を目指すとともに、心理発達スクリーニングの強化を図り、多職種の専門性を活かしたきめ細かな支援を実施している。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受け、乳児健康診査（4箇月児・8箇月児）については、令和2年6月から令和3年3月末まで医療機関での個別健診を実施し、保健師等がすべての対象者への電話連絡等による状況把握を行い、子どもの健康状態や子育てに関する不安等について丁寧な対応を行った。令和3年度は、感染防止対策を徹底したうえで、すべての乳幼児健康診査を子どもはぐくみ室での集団健診として実施しており、引き続き、多職種によるきめ細かな支援を展開していく。

《主な実績》

- 妊婦相談事業（再掲）
- こんにちはプレママ事業（再掲）
- こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- 乳幼児健康診査（再掲）

3 支援方針（支援計画）の策定

妊産婦や子ども等の課題や支援ニーズに的確に対応するために、特に個別の継続的なより手厚い相談支援、関係者の調整等が必要と判断される妊産婦や子ども等への支援に当たっては、必要に応じて支援方針（支援計画）を策定する。

《主な実績》

- 家庭訪問型継続的個別支援 （単位：件）

	専門的相談支援		育児・家事援助	
	実件数	延件数	実件数	延件数
平成29年度	794	2,449	218	2,380
平成30年度	948	3,179	208	2,022
令和元年度	897	3,072	175	1,650

4 関係機関との連携

利用者目線に立って、支援の継続性と整合性が確保できるよう、保健、福祉、さらには地域の医療機関等、子どもを取り巻く関係機関・団体との一層の連携を図る。子どもはぐくみ室が所管する施策・事業等を通じ、管内の子育て支援ニーズを的確に把握し、これらの協力関係機関との信頼関係の構築に努め、子育てを支え合う地域のネットワークの充実強化を図る。

《主な実績》

- 産婦健診ホッとサポート事業（平成29年度～）（単位：件）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
医療機関からの 情報提供件数	1, 151	1, 294	1, 305

令和3年度の新規・充実事業

1 不妊に悩む方への支援の充実

不妊治療費等助成制度について、国の制度拡充にあわせて、本市においても拡充を実施。また、不妊等に関する悩みを持つ方への精神的ストレスを軽減するため、就労されている方等への相談にも対応できるようメールによる相談体制を充実するとともに、インターネット等を活用した事業周知や不妊症に関する啓発活動を推進する。

2 産後ケア事業における利用者負担の軽減

母親の育児負担や負担感の軽減を目的として実施する本事業について、コロナ禍における、産後の不安を払拭し、産後うつを未然に防止する支援として、産後の支援を必要とする多くの方の利用を促進するため、1回分の利用料（自己負担額）を、府市協調により全額公費負担する。

児童虐待について

平成30年3月に東京都目黒区、平成31年1月には千葉県野田市と立て続けに児童虐待による死亡事案が発生したことを受け、厚生労働省から「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が発出される等、児童虐待対策の強化が一層求められている。

各区役所・支所においても、子どもはぐくみ室をはじめとした保健福祉センター内の各部署及び児童相談所や関係機関の連携のもと、児童がいる世帯全てについて、家庭訪問や保健事業利用の際に、子どもや家庭に係る課題に「気づき」、適切な関係機関や施策に「つなぐ」ことで、地域で生活している子どもや子育て家庭に対し、身近な地域における強みを生かした、支援の充実を図る必要がある。

○児童虐待認定ケースに係る児童相談所と子どもはぐくみ室の役割分担

児童虐待を含め、支援を必要とする児童やその保護者に対し、複数の機関で支援を行うための法定化されたサポートネットワークである要保護児童対策地域協議会においては、子どもはぐくみ室を調整機関として定め、各関係機関との効率的かつ効果的な連携に努めている。

子どもはぐくみ室では、多職種の多様な視点によって、子どもや子育て家庭の課題や困りごとに早期に気づき、子育て支援係長を中心として、学校や地域の関係機関と連携しながら、専門性や強みを活かした、寄り添い支援を実施していく。